平成24年6月26日に開催した第3回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

## 1 議 案

(1) 平成23年度事業報告及び決算報告(財務諸表等)について

## ア趣旨

地方独立行政法人法第34条の規定に基づき、6月末日までに県へ提出する平成23年 度事業報告及び平成23年度財務諸表等について、教育・学生支援の充実、研究の推進 及び地域貢献等を重点に置いて実施したとして、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ審議結果

特に異議なく議決された。

(2) 平成23年度実績報告について

ア 趣旨

地方独立行政法人法第28条及び静岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第6条の規定に基づき、6月末日までに県評価委員会へ提出する平成23年度の実績報告について、教育・研究活動、学生支援、地域貢献及び国際交流等を重点に実施したとして、その承認を求める。

- イ 主な意見
  - ・語学教育の充実と強化を、カリキュラム改正に含めて検討していく。
- ウ審議結果

特に異議なく議決された。

(3) 静岡文化芸術大学授業料等の減免に関する規程の一部改正について

ア趣旨

市町村民税非課税世帯等の経済的に困難と認められる者を授業料等減免の対象とする規程の一部改正について、その承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

特に異議なく議決された。

(4) 静岡文化芸術大学情報セキュリティポリシー(案) について

ア趣旨

本学が持つ情報資産のセキュリティ確保のために必要な方針・手順等を明文化し、 基本方針と対策基準により構成される情報セキュリティポリシー(案)について、そ の承認を求める。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

特に異議なく議決された。

# (5) 理事長の専決処分の承認について

(静岡文化芸術大学客員研究員に関する規程の制定)

# ア趣旨

本学の学術研究に寄与する専門的かつ高度な共同研究等を行う者を客員研究員として受け入れるための静岡文化芸術大学客員研究員に関する規程を制定し、役員会を開く時間的余裕が無かったことから理事長の専決処分処理をしたことについて、その承認を求める。

# イ 主な意見

・客員研究員と共同研究を行った場合の成果の帰属について、対応を考えておく必要がある。

#### ウ審議結果

特に異議なく議決された。

## (5) 受託事業について

# ア趣旨

静岡県から、富士山静岡空港周辺地域の理想のまちづくりに関するイメージ図作成業務の依頼があり、空間造形学科の寒竹教授が大学院生の提案を取り入れながら事業に受託することについて、その承認を求める。

## イ 主な意見

特になし

## ウ審議結果

特に異議なく議決された。

以上により議事を終了